

第2 令別表第1の取扱い

1 共通事項

(1) 項判定にあたっては、防火対象物の使用形態、管理状況、火災時の危険性等を考慮するものであるが具体的には別表の例によること。

(2) 工場、病院、学校等で同一敷地内に独立した防火対象物（以下「独立棟」という。）を有するものにあつては、原則として、それぞれの独立棟の用途で項判定すること。

(3) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

第2-1表

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション、観覧場の会議室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、（その他上欄を準用）	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、ちゅう房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
(5) 項ロ	居室、寝室、ちゅう房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、ちゅう房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、ちゅう房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、ちゅう房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、学童保育室、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所	宴会場、ちゅう房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、娯楽室、浴室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室

(注) ①(ア)から(ウ)までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。

②(ア)から(ウ)までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便する形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「(6)項ロ等」という。）を除く。）

(注) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則、該当しないものであること（以下「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」という。）。)

(注) 「主用途部分以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

(注) 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (4) 令別表防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- なお、令別表第1(6)項イ、ロ及びハにおける(1)から(4)まで又は(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として、同一の細項目であることから、(1)から(4)まで又は(1)から(5)までに掲げる詳細な分類が混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。
- (5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。
- (6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること。
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は、一般住宅に該当するものであること。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、当該防火対象物は、当該令別表防火対象物に該当するものであること。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（5%以内の違いをいう。）、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- （注）① 一般住宅は、前(3)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を判定すること。
- (7) 危険物施設は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 項判定にあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (9) 一の防火対象物に複数の同一業態の令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる用途が存する場合で、令別表第1(6)項ロに規定する「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」の判定基準が伴うものについては、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定するものであること。

2 複合用途防火対象物

- (1) 前1(3)又は(6)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）、ニ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」と

いう。) が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、当該特定用途部分以外の用途のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が最も大きい用途に従属するものとみなす。

ア 特定用途部分以外の部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれその部分ごとに前1(3)イ及び前(1)を適用するものであること。

別表 令別表第 1 の定義等

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	野球場 寄席 客席を有する各種スポーツ施設 音楽堂 競輪場 サーカス	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。
(1) 項ロ	公会堂 集会場	公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 結婚式場※	(1)項イの備考に同じ。 興行的なものとは、月5日以上使用するものをいう。 ※披露宴会場は(3)項ロ
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、その営業の実態においてキャバレー、カフェー又はナイトクラブと同様に扱うべき施設をいう。	バー サロン クラブ ディスコ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	暮会所 マージャン屋 パチンコ屋 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード カラオケ施設	1 一般的に風営法第2条第1項第4号及び第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。 3 主としてスポーツの要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取り扱う。 4 ーのカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。） その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次のア～ウに掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの） イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次の(イ)、(ロ)に掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの） (イ) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの） (ロ) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） ウ 前ア、イに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見た面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。） 2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオ のぞき劇場 出会い系喫茶 セリクラ 同性の客に役務提供するファッションヘルス等	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等に分類されるものについては、本項として取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(2) 項 ニ	カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次のア〜ウに掲げるものをいう。 ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 イ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの） 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 ウ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）	インターネットカフェ 漫画喫茶 複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ	1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室がしかないものは含まれない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。
(3) 項 イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項 ロ	飲食店	飲食店とは客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 画廊 ガソリンスタンド コンビニエンスストア 自動車販売展示場	1 卸売問屋は本項として取り扱う。 2 レンタルショップは本項として取り扱う。 3 展示室（ショールーム）のうち、次の全てに該当する場合は、(15)項又は従属的な部分として取り扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(5) 項 イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。	保養所 ユースホステル ロッジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。 2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。 3 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。 4 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅については、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨（規則第4条第3項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅であり、かつ、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）として取り扱う。
	寄宿舍 下宿 共同住宅	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮 シニアリブイン サービス付き高齢者向け住宅	1 長屋は本項に該当しない。 2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取り扱う。 3 研修所に付帯する宿泊所であっても、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。 4 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等については、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合で有料老人ホームに該当しないのものは(5)項ロとして取り扱い、食事の提供等により有料老人ホームに該当するものは(6)項ロ又はハと取り扱う。 なお、有料老人ホームに該当するもので要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合、(6)項ロ(1)として取り扱い、半数未満の場合、(6)項ハ(1)として取り扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項 イ	病院	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 (2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 ※総務省令で定めるものとは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。 ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制 ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を下回らない体制 ※その他の職員とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員（委託により警備に従事させる警備員は含まず、病院に常駐し、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者を含む。）をいう。 ※職員の数の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、当該職員を職員の数に含めて算定することができる。 ※病床数とは、医療法第7条に規定する病床数をいう。 ※総務省令で定める診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。 ① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 ② 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項と組み合わせた名称 ③ 歯科 ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称	病院 介護医療院	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。 2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱う。 3 保健所は、(15)項として取り扱う。 4 介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 なお、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第1(6)項イ(1)(i)及び同表(6)項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱う。 5 現に診療科目中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）による改正前の医療法施行令第3条の2に規定する診療科名である皮膚泌尿器科及び肛門科については、総務省令で定める診療科目名には該当しない。 6 麻酔科を標榜する場合は、標榜している診療科名のうち、麻酔科以外の診療科名により、判断する。
	診療所	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 ※4人以上の患者を入院させるための施設とは、許可病床数が4以上であるものをいう。	クリニック 介護医療院	7 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
	病院 診療所 助産所	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	病院 クリニック 介護医療院	8 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。 9 許可病床数が4以上でも、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値）が1未満のものは、(6)項イ(3)として取り扱う。
	診療所 助産所	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	クリニック	

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項 口	老人短期入所施設	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。		1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。
	養護老人ホーム	2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。
	特別養護老人ホーム	3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。		3 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等で、食事の提供等により有料老人ホームに該当するもので、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。
(1)	軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）	4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）をいう。		4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、本項として取り扱う。 なお、いずれにも該当しない場合は、(6)項ハ(1)として取り扱う。 (1) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させないことが明らかでない場合であって、月におおむね5日間以上反復継続して、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの
	介護老人保健施設	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。		(2) 宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設	6 介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。		5 利用者が比較的短期間に入れ替わる場合については、それぞれ次のとおり取り扱う。 (1) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、3箇月分の項判定を行い、(6)項ロに判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。
(2)	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、その他これらに準ずる施設に短期間入所させ、養護することを目的とする事業を行う施設をいう。		(2) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次のいずれかに該当する場合に本項として取り扱う。 ア 3箇月の平均として、月に5日間以上、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの イ 3箇月分の項判定を行い、(6)項ロに判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。
	老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。	認知症高齢者グループホーム 宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。	複合型サービス	6 複合型サービスとは、介護保険法施行規則第17条の12に規定される、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービス（看護小規模多機能型居宅介護）をいう。
(3)	救護施設	10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。		
	乳児院	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		
		12 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
	障害児入所施設	13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。 (1) 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援 (2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療		
(6) 項ロ	(4) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。） (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）	14 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援（主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。以下同じ。）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 ※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。 15 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。 16 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。		7 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。 なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら健康福祉局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。 8 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、(5)項ロとして取り扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ	老人デイサービスセンター	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。		1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分3が以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。
	軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）	2 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）をいう。		
	老人福祉センター	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。		
	老人介護支援センター	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
	有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。		
	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設	6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターその他の施設に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。		
	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものに対し、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。		
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。）		
(2)	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ	助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。	地域小規模児童養護施設	2 小規模なグループによる養育を行うために乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアについては、本体施設と同じ用途として取り扱う。 3 小規模住居型児童養育事業については、養育者の住居等において養育を行う事業であることから、(5)項ロとして取り扱う。ただし、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、(6)項ロ又はハとして取り扱う。
	保育所	11 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。		
	幼保連携型認定こども園	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及びに保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。		
	児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童家庭支援センター	15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
	(3)	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設		
児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設		17 家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 (1) 家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児であって満3歳未満のものについて、家庭的保育者（保育士その他の内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業 (2) 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業		
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		18 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）をいう。		

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(4)	児童発達支援センター	19 児童発達支援センターとは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童心理治療施設	20 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	21 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	22 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		
(5)	身体障害者福祉センター	23 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。		4 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。
	障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	24 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。		
	地域活動支援センター	25 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	福祉ホーム	26 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	27 生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（短期入所等施設を除く。）	28 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	29 自立訓練を行う施設とは、障害者につき自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定め		

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	る便宜を供与する施設をいう。 30 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。 31 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与する施設をいう。 32 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。		
(6) 項ニ	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		小学校、中学校等に置かれる特別支援学級は、(7)項として取り扱う。
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、前1から7までに掲げる学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもの、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校 警察学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等 職業訓練所 自動車教習所	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は、本項として取り扱う。 2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上のものを本項として取り扱い、それ未満のものは、(15)項として取り扱う。 3 放課後児童クラブ、放課後キッズクラブ等の放課後児童健全育成事業を行う施設は、(15)項として取り扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソーブランド サウナ風呂	
(9) 項 ロ	公衆浴場	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	大さん橋 シティ・エア・ターミナル	
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については、(14) 項として取り扱う。
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム、テレビ又はそれらのビデオテープ等の記録媒体を作成又は編集する施設をいう。		
(13) 項 イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15) 項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱う。
(13) 項 ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		自家用の農業収納庫は、原則、令別表の防火対象物として取り扱わない。
(15) 項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1) から(14) 項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。 なお、事業所とは、営利的事業であると非営利事業であるとを問わず、事業活動が専ら行われる一定の施設をいう。	官公署 事務所 銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 斎場 スポーツ施設 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店（取り次ぎ店） 接骨院 エステティック店	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて、同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 外観、名称等が(1) 項から(14) 項までに該当しないからといって、安易に本項を適用するものではなく、その実態により判断したうえで該当する項がない場合に本項に該当するものとして取り扱う。 3 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取り扱う。 4 葬儀場は本項として取り扱う。 5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12) 項イとして取り扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては、(16)項として取り扱う。 なお、(6)項イにおける(1)から(4)までの詳細分類並びに(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの詳細分類については、この詳細分類を異にすることをもって(16)項としては取り扱わない。
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう			
(16) の 2 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして取り扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。 3 地下鉄の駅舎のコンコースに店舗、事務所その他これらに類する施設が連続して存在する場合も、本項に含まれる。
(16) の 3 項	建築物の地階（(16)の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。）			
(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建築物	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの 2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 なお、文化財保護法の規定により登録される登録有形文化財は、本項に含まれない。
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(20) 項	総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係船中の船舶 ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第32条に規定する船舶 総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備考
(20) 項				2 鉄道営業法及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく消火器並びに軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。 (1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室又は通路及び運転室 (3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車